

# 学習指導要領の 手引き

～やまぐち型地域連携教育による社会に開かれた教育課程の実現～

平成30年9月  
山口県教育庁義務教育課

# 目次

はじめに

## 第1章 学習指導要領の特徴

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 改訂の経緯 .....                        | 1  |
| 2 改訂のポイント .....                      | 1  |
| (1) 育成をめざす資質・能力 ～何ができるようになるか～ .....  | 1  |
| (2) 具体的な教育内容の改善・充実 ～何を学ぶか～ .....     | 2  |
| ① 道徳教育の充実   ② 外国語教育の充実   ③ 情報活用能力の育成 |    |
| (3) 「主体的・対話的で深い学び」 ～どのように学ぶか～ .....  | 4  |
| (4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進 .....    | 7  |
| 3 改訂のスケジュール .....                    | 9  |
| 〈参考〉改訂後の授業時数 .....                   | 10 |

## 第2章 学習指導要領の実現に向けて～山口県の取組～

|  |    |
|--|----|
| 1 山口県のめざす子どもたちの姿 .....                   | 11 |
| 2 改訂のポイントと山口県の取組 .....                   | 12 |
| (1) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて .....           | 12 |
| (2) 「主体的・対話的で深い学び」を生み出す教員の資質向上に向けて ..... | 13 |
| ① キャリアステージに応じた研修                         |    |
| ② 地域の方を交えた「ユニット型研修」                      |    |
| ③ 質の高い授業づくりに向けた資料の提供                     |    |

## 第3章 各教科等のポイント

|  |    |
|--|----|
| (1) 幼稚園教育要領 学びのスタートとしての幼児期の教育 .....                | 15 |
| (2) ① 小学校国語・中学校国語 .....                            | 17 |
| ② 小学校社会・中学校社会                      ③ 小学校算数・中学校数学   |    |
| ④ 小学校理科・中学校理科                      ⑤ 小学校生活         |    |
| ⑥ 小学校音楽・中学校音楽                      ⑦ 小学校図画工作・中学校美術 |    |
| ⑧ 小学校家庭・中学校技術・家庭（家庭分野）                             |    |
| ⑨ 中学校技術・家庭（技術分野）   ⑩ 小学校体育・中学校保健体育                 |    |
| ⑪ 小学校外国語活動・外国語・中学校外国語                              |    |
| (3) 特別の教科 道徳 .....                                 | 39 |
| (4) 総合的な学習の時間 .....                                | 41 |
| (5) 特別活動 .....                                     | 43 |

## はじめに

近年のグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、将来の予測が困難な時代となってきました。そのような時代にあつて、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極め、再構成し、新たな価値を生み出していく力など、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められています。こうした状況を踏まえ、国においては学習指導要領が改訂され、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施となります。

この新しい学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」の実現が重要とされています。そのためには、子どもたちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの確立が求められています。

県教育委員会では、この学習指導要領の改訂を、本県教育を一層推進する絶好の機会と捉え、公立小・中学校で設置率が100%となっているコミュニティ・スクールを核とした「やまぐち型地域連携教育」の取組の充実により、社会と連携・協働しながら子どもたちの育成を図っていくこととしています。学校の状況を積極的に共有し、保護者の方や地域の方を交えた研修会や中学校区での熟議などにより、子どもたちに身に付ける資質・能力を明確にしながら、学校・家庭・地域が一体となった取組の推進が必要です。

各学校におかれましては、本手引きを十分に活用され、創意工夫しながら、各学校の実態に応じた特色ある教育活動を展開していただき、本県が目標として掲げる「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」に向けた取組を一層充実していただきますようお願いいたします。

平成30年9月

山口県教育委員会

教育長 浅原 司